



Title	アメリカ合衆国における特許権濫用と公共政策
Author(s)	川口, 博也
Citation	一橋論叢, 58(3): 381-387
Issue Date	1967-09-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/2704
Right	

アメリカ合衆国における 特許権濫用と公共政策

川口博也

特許制度の一次的目的は、「科学および有用な技術の進歩を促進することにある。我々が利用しえる自然的資源は、既存の技術水準に左右され、産業技術の進歩は、企業に対し新たな可能性を提供する。この意味で、技術進歩の度合は、一国進歩の指数であるともいえよう。」

ところで、現行特許法は、一七九〇年に制定されたもので、その後、若干の手続的規則の修正をみたが、実質的内容においては、ほとんど制定当時のままであるのに対し、その後一世紀半におけるアメリカ経済社会の発展は目ざましく、特許制度自体の機能も変容する。今日では、特許権が、小企業企業の独占化の手段として利用されるといふ、いわば、特許制度の弊害面が顕著であり、特許制度を、その本来の目的たる技術進歩の促進のため、いかに運用するかが今日の課題とせられている。

特許制度のこのような機能変化の根本的要因は、制度の背景

たる経済社会の著しい発展に求められるが、それを若干の特徴的要因に分解すればつぎのごとくであろう。

まず、発明主体の変化である。一九世紀においては、主たる発明主体は、個人発明家であったのに対し、今日では、企業あるいは、研究所へと移っている。たとえば、一九三九年から一九五五年の間に付与された特許権のうち、約六〇％は、法人に付与されたものであり、しかも、そのうち、五〇社が、付与された特許権の約二〇％を取得している。今や、発明主体は、企業・研究所に雇用された科学者・技術者の集団であり、これを発明過程の側面からみれば、個人の創造的知的活動から、種々の人的・物的手段の結合のうえにたつた、グループ・プロセスへと転化しているといえよう。この意味で、個人の発明を促進するという、一七九〇年法の政策は、その妥当性が問題となろう。

このような発明主体の変化は、発明（特許権）の利用の側面にも投影する。個人による発明があつても、その多くが企業に押し譲渡されることと相俟って、特許権の利用が、企業の利潤動機に支配されるため、特許権の集中化現象を生じ、それに付随して、種々の独占的弊害が生ずる。技術水準の成熟に伴い、発明対象が部分化、細分化された今日では、一個の特許権では、一貫した製造工程をカバーしえないのが普通であり、このような場合、おたがいに、特許権侵害訴訟を提起し、妨害しようよりも、各企業が協調し、特許権をプールするのが有利であり、また、発明を完成するうえに、技術上の利点も多いことに

よると思われる⁽⁸⁾。しかし、特許権の集中は、種々の弊害を伴う。たとえば、一連の商品製造に関する特許権が、一社または一群の企業に集中すると、他企業がその産業部門への参入を望む場合、特許権者の実施許諾をえなければならず、それに関連し、特許権者の定める種々の条件に従うよう義務付けられる。その結果、特許権を集積した企業は、当該産業部門を支配することが可能となる(たとえば、一九五四年および一九五八年の R. C. A. Case)。このほか、特許プールが新企業の参入阻止、市場分割、価格決定、技術進歩の遅延などの手段として利用される場合があり、ここに、特許政策と独占禁止政策の衝突が生ずる。これらの特許権を利用した、独占禁止法違反行為は、一九三〇年後半以降、これを違法とする判決が現れ、独占禁止政策に優位に解決されてきたと云われる⁽⁹⁾。

これと相並んで、特許権の濫用あるいは、特許権の範囲を拡大しようとする種々の取引慣行が行われている。たとえば、特許機械を売買あるいは賃貸する際、当該特許機械の使用に必要な非特許品の特許権者のみから購入するよう義務付ける拘束約款を付す慣行などがこれである。この種の慣行については、特許法の解釈論を通じて、その弊害を除去しようとする努力がなされた。

このように、今日、特許制度の弊害面が問題とされておられ、特許法の根本的改正を含め、技術進歩促進のための政策を確立することが今日の要請となっている。この問題の根本的解決は、「複雑かつ動的な産業構造を背景とした実践的経済問題の

解決⁽¹⁰⁾」という性格を有するものであり、法的手段のみによって解決しえないのは勿論であるが、本稿においては、特許権を利用して、非特許品を独占化する慣行を排除し、特許制度をその本来の目的たる技術進歩のため効果的に運用するため、特許法の解釈論の側面において、いかなる努力がなされてきたかを明らかにしようと思う。

- (1) 合衆国連邦憲法第一条 35 U. S. C. A. § 31.
- (2) Walter Hamilton, What is a patent, Law and Contemp. Prob. (1948), p. 245, 259.
- (3) Victor Abramson, The economic basis of patent reform, Law and Contemp. Prob. (1948), p. 339.
- (4) Alfred. E. Kahn, Fundamental deficiencies of the American patent system, 30 American Economic Rev. 475, 481; William H. Davis, Proposed modifications in the patent system, Law and Contemp. Prob. (1947), p. 796, 797.
- (5) Fainsood and Gordon, Government and American Economy, 3rd. ed. p. 594.
- (6) Fainsood and Gordon, op. cit., p. 593.
- (7) Fainsood and Gordon, op. cit., p. 594.
- (8) Alfred E. Kahn, op. cit., pp. 487—89.
- (9) Fainsood and Gordon, op. cit., pp. 595—602.
- (10) W. H. Davis, op. cit., p. 805.

二

一八九六年、特許ボタン取付機に使用するボタンは、すべて、特許権者から購入しなければならないとの拘束約款は、特許権の実施許諾に関する制限、すなわち、特許機械の使用に関する合法的な制限であり、この拘束約款違反は、特許権侵害であるとの判決がなされ、ついで、一九一二年、連邦最高裁判所が同様の事実関係につき、同様の判決をなして以来、特許品の売買あるいは賃貸などに際し、この種の拘束約款を付し、非特許品を独占的に製造・販売しようとする慣行が一般化したといわれている。一九一二年、連邦最高裁判所判決の少数意見により、かかる取引慣行の弊害が、すでに指摘されている。すなわち、一八九六年の判決以来、「実施許諾に関する制限という方法により、特許権の範囲を拡大しようとする企てが一般化してきている。その結果、独占権の範囲が拡大され、公共の負担が増大した」、また、「特許権の権利範囲に入っていない物を、契約すなわち実施許諾上の制限という方法により、権利範囲に入っていないのと同様の結果を作り出す、換言すれば、契約により、特許権の範囲を拡大しているのであり、見方によれば、立法権の行使ともいえる」との批判がなされている。さらに、一九一二年の連邦最高裁判所の判決以来、これに倣った多くの下級審判決が出ていることから云って、非特許品を独占しようとする慣行が一般化したことが推測されうる。これら一連の判決の結果、特許権者は、特許品に使用にする非特許品を、特許品と共に使

用する限度においては、独占的に、製造・販売しうることとなり、特許権者の独占的利益の源泉が著しく拡大されたといえよう。止め金、インクのごとき、通常商品の製造・販売競争における、特許権者の地位が著しく優利になったと考えられる。

つぎに、かかる結果をもたらした判決が、いかなる論理構成により、結論を導いているかをみることにしよう。まず、一八九六年判決の事実関係はつぎの如くである。原告は金属性止め金で、靴にボタンを取付ける機械につき特許権を有し、その販売するすべての当該特許機械に、本特許機械に使用する止め金は、特許権者または前特許権者の製品に限る旨の告知を付している。当該特許機械、約四万九千台が、全米の製靴業者により使用されており、原告（特許権者）は、特許機械そのものよりも、当該止め金の製造・販売による利益を期待している。

被告は、当該特許機械に使用されることを知って、同様の止め金を、製造・販売した。原告は、被告の行為は、原告特許権に対する Contributory infringement であるという理由で、特許権侵害訴訟を提起した。そこで、被告の行為が、contributory infringement に該当するか否かの判断の前提として、当該拘束約款に違反して、被告の止め金を使用した、当該特許機械の買主（訴外）の行為が、原告特許権の侵害となるか否かが審理せられ、当該拘束約款の合法性が争点の一つとなった。

判決は、「当該特許機械に付された制限は、発明使用制限に関する合法的付随条件であり、したがって、当該制限は、公共

政策 (Public policy) にも反しないし、違法な取引制限でもない。かかる制限に対する違反は、契約違反となるのみならず、特許権侵害である」と判示した。⁽⁶⁾

一九二二年の連邦最高裁判所判決においても、同様な事実関係で、特許権者 (原告) が販売した、特許謄写機に添付された、当該特許謄写機に使用するインク、ステンシルペーパーなどは、原告の製品に限るとの拘束約款の合法性が問題となった。

判決は、まず、特許品の売買があった場合、その所有権と、特許品に具現されている発明の使用権を区別する立場に立ち、無条件の売買あるときは、両者とも買主に移転するが、発明使用権に制限が付されているときは、制限された発明使用権のみが買主に移転するとし、⁽⁷⁾ ついで、当該拘束約款が、発時使用権に関する制限であると論ずる。すなわち、「特許機械の使用目的、使用方法、あるいは、使用に関する時間的・地理的制限は、特許権者が、合法的に課しえるものであり、その違反は、特許権侵害となる」⁽⁸⁾、さらに、「特許品の使用に必要な物を、特許権者の製品に限る制限と、使用目的、使用地域、使用時間に関する明示の制限とは、基本的になんら異るところはない」としている。しかし、本判決には、有力な少数意見があり、本件で問題となった実施許諾上の制限は、「特許権の合法的な権利行使の範囲を逸脱したもので、一般契約上の制限である」との批判がなされているごとく、非特許品、しかも、特許品の構成要素の一部でもない非特許品の買取り強制をも、特許権の合法的な

権利行使とみている点で、特許権の効力範囲をひろく解しているといえよう。

- (1) Henry v. A. B. Dick, 56 L. ed. 645, 672 (1912).
- (2) 56 L. ed. 645, 665.
- (3) F. L. Vaughan, Economics of our patent system (1925), p. 253, appendix II.
- (4) Vaughan, op. cit., pp. 114~15.
- (5) Heaton Peninsular Burton Fastener Co. v. Eureka Specialty Co., 77 F. 288 (1896).
- (6) 77 F. 288, 299.
- (7) 56 L. ed. 645, 654~55.
- (8) 56 L. ed. 645, 652.
- (9) 56 L. ed. 645, 659.
- (10) 56 L. ed. 645, 672~73.

三

一九一七年、連邦最高裁判所は、この種の拘束約款は、特許権実施許諾上の制限ではなく、一般契約上の制限で、かつ、公共の利益に反するとの理由で、無効であるとの判決をくだした。原告は、特許映写機に、実施権者により賃貸されたフィルムのみを、当該特許映写機で、映写しえるとの拘束約款を付している。

この拘束約款が、実施許諾上の制限か、一般契約上の制限かの区別は、「特許権の効力範囲如何に関し、制定法の解釈問題

である」との見地に立ち、判決は、つぎの三つの解釈原則により判断する旨、明らかにした。(1) 特許権の効力範囲は、明細書の記述をも考慮するが、Claim (権利請求範囲) に記載されたものに限る。(2) 特許権の効力は、他人が、自己の発明物を製造・使用・販売するのを排除するにある。(3) 特許法の目的は、特許権者の為に、私的財産を創造することにあるのではなく、「科学および有用な技術を振興」するにある。すなわち、公益への配慮がこれである。

この解釈原則によれば、特許映写機に付与された特許権は、所与の効果を生ぜしめるに必要である旨記述された機構のみに関し、当該映写機の操作に用いる物あるいは、操作の対象となる物とは何の関係もない。それ(フィルム)は、特許機械の一部でもなく、また、特許された組合せの一部でもない。本件の拘束約款は、特許発明と何の関係もない。それは、特許品と共使用する物に関し、特許機械の使用に関する制限ではないとして、当該拘束約款が、契約上の制限にすぎないことを明らかにした。そして、「このような拘束約款の強制履行を認めることは、まったく、特許権および特許法の範囲外にあるフィルム⁽³⁾の製造・販売に関する独占権を創造することになる。これを合法として支持すると公共の利益が害される」として、無効の判決をなした。

このような考え方が基礎になり、その後一連の連邦最高裁判所判決により、いわゆる、特許権濫用法理 (patent misuse doctrine) が展開せられる。上述の判決では、本案審理に入り、

当該拘束約款の合法性に関する判断がくだされているのに對し、特許権濫用原則によれば、原告が特許権を濫用しているとの事実が立証されると、本案審理に入ることなく、衡平法裁判所は、原告に対する、すべての司法上の救済を拒否するといっているのである。

特許権濫用原則のリーディングケースたる、一九三一年、連邦最高裁判所判決は、ドライアイスとその外箱との組合せが新規性を有する冷凍容器の特許権者および専用実施権者が、当該外箱に使用されることを知って、ドライアスを製造・販売した者を被告として、特許権侵害訴訟を提起した事件である。

問題のドライアイスが特許権の効力範囲に入るか否かの判定基準については、上述の一九一七年、連邦最高裁判所のそれと同様で、特許権は、ドライアイスと外箱との組合せに対し付与されたものであり、ドライアイスは非特許品であるとしていられる。「組合せの構成要素の一つには独占権は付与されておらず、原告は、ドライアイスの販売に際し自由競争を免れる権利はない」、そして、「原告は、発明の実施に使用する非特許品の独占確保のために、法の強制力の裏付けなしに、特許権を利用しているから原告に対する救済は与えられない。それは、シャーマン法により禁止されている取引制限の手段として特許権を利用する場合と同様である」との理由で、原告に対する救済を拒否した。

非特許品の独占化の手段として、特許権を利用することが、特許権の濫用であると解されているようであるが、原告に対する

る救済拒否の理論的根拠については、シャーマン法違反の行為への言及などがあり、未だ明確とはいえないようである。この点が、一九四二年、連邦最高裁判所判決により、明確にされる。

本件原告は、罐詰に固型食塩を加える機械の特許権者で、当該機械には、原告子会社の製造した食塩を使用すべしとの拘束約款を付し、当該特許機械を、罐詰業者に賃貸している。当該特許機械が、非特許品（塩）の販売競争制限の手段として利用されているとの理由で、原告に対する救済が拒否された。判決理由はつぎの如くである——「発明者に対する特許権の付与には、憲法および法律上採用された公共政策による制約が付随する。発明でないものを特許権の範囲から除外することは、公共政策の要請するところである。したがって、特許局により付与されていない独占権を獲得する為に、特許権を利用することは公共政策に反する。原告が、公共政策に反し、特許権を利用した場合には、衡平法裁判所は、救済を与えない。……少なくとも、このような不当な慣行が放棄され、特許権濫用の効果が消滅してしまうまではそうすべきである」。以上の如く、本判決の意義は、特許権濫用を理由とする、衡平法裁判所の原告に対する救済拒否の理論的根拠が、特許法上の公共政策違反に求められ、特許法独自の根拠付けがなされた点にあると思われる。一九四四年、連邦最高裁判所判決では、家庭用暖房装置に付与された特許権は、その部品（サーモスタット）に及ばないことが明らかにされた。「自由競争を免れる権利は、発明の実施

に限られ、かつ、発明の範囲は、*patent*（権利付与）の文言の厳格な文理解釈により決せられる」、「特許権は、要素の組合せに對し付与されており、個々の要素が権利として請求されていない以上、それは特許権により保護されることはない」、「そして、特許品か非特許品かの判定基準は、「非特許品の特別の機能、性質、使用方法により左右されない。それが特許された全体の一部であっても同様である」として、特許権の効力は、特許品の部品に及ばないこと、および、その判定基準を明確にした。

以上の如く、特許権濫用の弊害を除去する為、裁判所は、(1) 公共政策の強調、(2) 特許権の範囲を厳格に解するといふ、二つの方策をもって対処したことが知られる。

アメリカにおいて、特許権は、一種の独占権 (*monopoly*) と觀念されており、その限りに於いて自由競争を排除するものである。一方、アメリカ経済社会の根本原理は自由企業体制にあり、特許権はこれに対する例外であると考えられている。何故にかかる例外が認められるか。その解答は、技術進歩の促進という、公共目的ないし公共政策に求められている。したがって、公共目的達成の為に付与された特許権は、その基礎たる公共政策に反しないのである。(1) 一方、特許権の範囲をひろく解すると、特許権は、非特許品を独占化するための手段に転化してしまう。(2) このような結果は、アメリカ経済社会の根本原理たる自由企業体制に反するであろう。このように、特許権濫用の弊害に対処する、裁判所にかかる努力の背後には、自由企業体

制の維持より根本的要素を構成するものとの区別。

- (1) Motion Picture Patents Co. v. Universal Film Mfg. Co. (1917), 61 L. ed. 871~80.
- (2) 61 L. ed. 871, 876~77.
- (3) 61 L. ed. 871, 879~80.
- (4) Carbice Corp. of America v. American Patents Development Corp., (1931), 283 U. S. 27.
- (5) 283 U. S. 27, 34~35.
- (6) Morton Salt Co. v. G. S. Suppliger Co., (1942),

314 U. S. 488.

- (7) 314 U. S. 488, 492~93.
- (8) Mercoid Corp. v. Mid-Continent Investment Co., (1944), 320 U. S. 661.
- (9) 320 U. S. 661, 664.
- (10) 320 U. S. 661, 667.
- (11) Walter Hamilton, op. cit., pp. 248~49.
- (12) 320 U. S. 661, 666~67.

(一橋大学大学院学生)